

トロント補習授業校校則

(2007年4月改定) ※2013年3月一部文言名称変更
(2015年4月改定)

第1条 (名称及び性格)

本校は、トロント日本商工会 (以下商工会という) が設立した私立学校で、日本名をトロント補習授業校、英文名を「THE JAPANESE SCHOOL OF TORONTO SHOKOKAI INC.」と称する。

第2条 (目的)

本校は、海外に長期在留した後、本邦に帰国する海外勤務者等の子女に対し、帰国してから適応できる学力の維持、増進をはかるために、日本語による教育をすることを主たる目的とする。

第3条 (学校運営)

本校の運営は、商工会会員及び派遣教員などにより構成されたトロント補習授業校運営委員会 (以下委員会という) が行う。運営委員長 (以下委員長という) には商工会教育部長が就任し、委員、校長及び必要に応じて教頭を任命する。委員会は運営委員会規則、及び教職員勤務規定を別途定める。

第4条 (校長)

校長として、小中学部校長及び高等部校長を置く。各校長は、本校則ならびに委員会の定める基本方針にもとづき、それぞれの担当部についての校務をつかさどり、教職員を監督する。幼稚部については、小中学部校長が担当する。

第5条 (名誉校長)

本校に名誉校長を置き、在トロント日本国総領事が就任する。

第6条 (学校・事務所所在地)

本校の学校所在地は次の所に定める。

McMurrich Junior Public School
115 Winona Drive, Toronto, Ontario M6G 3S8

本校の事務所所在地は次の所に定める。

845 St. Clair Avenue West, Suite 304, Toronto, Ontario M6C 1C3
Tel: 416-656-4822

ただし、必要に応じ委員会は本校学校所在地、事務所所在地を変更することがある。

第7条 (入学資格)

本校の入学資格は第2条の目的に合致する者、または委員会が特に認めた者で、且つ日本語による学習にたえうる者とする。

第8条 (入転、休復学)

入学、転学、休学または復学の場合は、保護者より校長宛書面を持って届け出るものとする。尚、校長が在学不相当と認めた者に対しては、委員長の承認を得た上、停・退学を命じることができる。

第9条 (学年編成)

学年編成は、本邦の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に準じて行う。

第10条 (教科)

教科は原則として次の通りとする。

国語、算数(数学)、理科、社会、生活科(低学年)。
ただし、必要に応じ教科を追加ないし削除することがある。

第11条 (年度及び学期)

本校の年度は、毎年4月に始まり、翌年3月に終わるものとし、1年度を次の3学期に分ける。

第1学期 4月から7月まで

第2学期 9月から12月まで

第3学期 1月から3月まで

尚、校長は上記以外に必要な応じ、委員会の承認を得て特別授業を行うことができる。

第12条 (授業日及び時間)

授業は原則として、毎週土曜日午前9時から午後3時まで行う。ただし、校長は必要に応じ授業時間を変更することができる。

第13条 (入学金及び授業料等)

- (1) 入学、入園する者は、入学金を入学又は入園と同時に納入するものとする。その金額は委員会が定める。
- (2) 授業料の金額(月額)は委員会が定める。
- (3) 教材費、その他必要経費はその都度実費を徴収する。

第14条 (授業料等の納入)

- (1) 前条第2項に定める授業料は原則として前納とし、各学期毎に一括、委員会会計委員宛納入するものとする。
- (2) 中途入学の場合は、最初の登校日から10日以内に、当該授業料納入学期の残存月数分の授業料を前納せねばならない。また、月の途中での入学、転学、退学の場合でも、月額を徴収するものとする。
- (3) 休・停学中も授業料等の減免は行わない。

第15条 (管理運営費)

本校を管理運営する為に、生徒の保護者は管理運営費を納入するものとする。その細則は、委員会が別途定める。

第16条 (保護者総会)

- (1) 委員長は、原則として年1回、第1学期中に保護者総会を招集し、次の事項の説明及び質疑応答を行う。
 - (イ) 予算及び決算
 - (ロ) 学校運営に関する諸事項
- (2) 委員会が必要と認めた場合、委員長は臨時保護者総会を招集することができる。
また、在籍生徒数の1/10以上の保護者の書面による要求があった場合、委員長は臨時保護者総会を招集しなければならない。

第17条 (校則の決定)

本校の校則の改定は、委員会がこれを起案し、商工会理事会の承認を得て行うものとする。

以 上